

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：愛知県

農業委員会名：豊田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	6,322
自給的農家数	3,741
販売農家数	2,581
主業農家数	203
準主業農家数	434
副業的農家数	1,944

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,929
女性	2,045
40代以下	163

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	217
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	22
農業参入法人	35
集落営農経営	19
特定農業団体	0
集落営農組織	19

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,840	1,470	1,470	0	0	6,310
経営耕地面積	2,686	695	430	249	16	3,381
遊休農地面積	254	147	147	0	0	401
農地台帳面積	5,591	2,505	2,505	0	0	8,096

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

任期满了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	5
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	45	45	

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,310ha	2,152ha	34.1%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦部においては、農業法人や個人農家が利用集積の実績を上げているが、さらに集積を図るよう働きかける必要がある。 ・中山間地においては、担い手不足に加え、鳥獣被害が深刻化し、耕作放棄地の増大に拍車をかけている。そのため、担い手の育成・確保を図り、集落営農組織等への参加推進により利用集積を図る必要がある。 ・県・市、JAあいち豊田と連携し、農地中間管理機構への切り替えを円滑に行い、集積の推進を図る必要がある。 		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2,278ha (うち新規集積面積 — ha)
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農業委員会を開催し地域ごとに問題解決に向けた推進方法等の協議を行う。(年4回) ・集積に向けた地権者等の意向把握、働きかけ等、地域との連携・協議を進める。 ・集落営農の組織化と人・農地プランの実質化を加速し、担い手への利用集積を図る。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
 ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
 ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	13経営体	16経営体	16経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	7ha	5ha	3ha
課 題	企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の農業参入についても推進を図る必要がある。		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
 ※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	17経営体	参入目標面積	10.9ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・各種団体等と連携した支援の実施 ・農地中間管理機構を活用した企業参入の推進 ・空き家及び空き地バンク付随農地を活用した促進 ・認定新規就農者に対する相談・指導等の支援 ・農ライフ創生センター修了生の就農が行えるよう、農業委員及び推進委員と連携した定着支援 		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
 ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,594ha	401ha	6.1%
課 題	遊休農地判定した農地所有者に対する意向確認後、適切な指導と相談を促進する必要がある。非農地判定を適切に実施する必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 75.2ha			
	遊休農地面積については、農地利用最適化交付金実施要綱で規定する方法で算出した「単年度解消目標面積」と同じとし、毎年75.2ha解消していくことを目標とする。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		64人	7月～9月	10月～11月
	調査方法	5～6月に調査図面を作成し、現地調査を7月から9月まで実施。調査後の利用意向調査等、各措置が効率的に実施できる体制をとる。10月からは、順次調査結果をとりまとめ、利用意向調査の通知、非農地の通知を出せるよう準備する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～2月	
その他	「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」や委員による農地パトロールによって、再生利用困難と区分された荒廃農地について、現況に応じて速やかに「非農地」判断を行い、守るべき農地を明確にする。			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,310ha	520ha
課 題	対象箇所は、数十年経過している転用地や、近年違反事象が起こったなど、状況は多岐にわたる。一律に指導を行うことは困難であるが、地域ごとの状況把握及び傾向をつかみ、農用地をはじめとした優良農地内に存在する無断転用地を優先的に是正していく対策を講じることが必要である。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活 動 計 画	各種申請時に発覚したものは随時の是正指導や、日常の現地調査、利用状況調査などを行った結果を分析し、違反指導対象地を再度現地調査の上確定し、指導を行っていく。数十年経過している転用地もあるため、指導は極めて困難なものも多い。各地区の状況把握及び傾向をつかみ、農用地区域内の農地を優先的に対象地として選定し、順次是正に向けた対策を講じる。また、関係法令所管部署への情報展開を含め、連携を図りながら取り組んでいく。
---------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入